

参考資料

- 医療機関別医療費 P 1
- 病床規模別の診療報酬の算定状況 P 2
- 特定承認保険医療機関について P 3
- 特定機能病院について P 6

医療機関別医療費(平成12年度実績)

総計		保険医療機関						訪問看護	
		医科			病院			診療所	
		大病院	大学院	公的病院	法病院	人病院	個人病院	診療所	病院
【総数】									
総医療費(兆円)	29.4	24.1	16.7	1.6	6.6	7.7	0.7	7.4	2.6
総医療費(構成割合)	100.00%	81.97%	56.80%	5.44%	22.45%	26.19%	2.38%	25.17%	8.84%
施設数(千カ所)	—	—	9.3	0.15	1.8	6.2	1.2	78.8	—
一施設当たり医療費(百万円)	—	—	1,799	10,602	3,700	1,258	604	93	—
【入院関係】									
一施設当たり医療費(百万円)	—	—	1,262	7,747	2,500	905	410	—	—
一施設当たり件数(千件)	—	—	2.9	12.5	5.5	2.3	1.2	—	—
一件当たり日数(日)	—	—	17.8	15.0	14.7	20.1	20.7	—	—
一日当たり医療費(千円)	—	—	24.3	41.4	30.7	19.9	17.1	—	—
一件当たり医療費(千円)	—	—	432	619	451	400	354	—	—
一施設当たり病床数(床:12年度末現在)	—	—	178	608	279	155	87	—	—
【入院外関係】									
一施設当たり医療費(百万円)	—	—	537	2,855	1,200	353	194	88	—
一施設当たり件数(千件)	—	—	34.8	198.9	80.9	21.7	11.7	7.1	—
一件当たり日数(日)	—	—	1.9	1.5	1.6	2.1	2.5	2.3	—
一日当たり医療費(千円)	—	—	8.3	9.7	9	7.6	6.6	5.5	—
一件当たり医療費(千円)	—	—	15.4	14.4	14.8	16.3	16.5	12.4	—

注1:社会保険診療報酬支払基金審査分、国保連合会審査分の医療費(算定ベース)であり、公費負担医療を含む。

注2:入院医療費は食事療養費を含む。
注3:施設数は、診療報酬の請求があつた医療機関に係る数値である。
注4:一施設当たり病床数は、平成13年3月分の請求があつた医療機関を対象に「医療施設動態調査(平成13年3月分概数)」に基づき集計

(出典:医療機関メティアス)

病床規模別の診療報酬の算定状況(一般病院:入院)

(総数)	総数	20~49床	50~99床	100~199床	200~299床	300~499床	500床以上
件数	1,133,773	42,721	115,430	205,275	168,921	340,459	260,967
診療実日数	16,078,197	584,064	1,680,375	3,195,210	2,501,797	4,546,455	3,570,298
平均診療実日数	14.18	13.67	14.56	15.57	14.81	13.35	13.68
点数	37,079,216,819	1,150,875,251	3,072,899,241	6,391,849,559	5,368,569,927	11,529,650,997	9,565,371,844
1件当たり点数	32,704.27	26,939.33	26,621.32	31,137.98	31,781.54	33,865.02	36,653.57
1日当たり点数	2,306.18	1,970.46	1,828.70	2,000.45	2,145.89	2,535.97	2,679.15

(一般医療)	総数	20~49床	50~99床	100~199床	200~299床	300~499床	500床以上
件数	662,104	20,432	54,466	101,150	93,951	212,475	179,631
診療実日数	8,297,406	211,570	652,084	1,346,902	1,182,503	2,646,144	2,258,204
平均診療実日数	12.53	10.35	11.97	13.32	12.59	12.45	12.57
点数	19,926,480,528	465,828,713	1,329,670,800	2,839,383,019	2,509,407,205	6,808,046,347	5,974,144,446
1件当たり点数	30,095.70	22,798.98	24,412.86	28,071.01	26,709.74	32,041.63	33,257.87
1日当たり点数	2,401.53	2,201.77	2,039.11	2,108.08	2,122.11	2,572.82	2,645.53

(老人医療)	総数	20~49床	50~99床	100~199床	200~299床	300~499床	500床以上
件数	471,668	22,289	60,964	104,125	74,970	127,985	81,337
診療実日数	7,780,791	372,494	1,028,291	1,848,308	1,319,294	1,900,311	1,312,094
平均診療実日数	16.50	16.71	16.87	17.75	17.60	14.85	16.13
点数	17,152,736,291	685,046,538	1,743,228,442	3,552,466,540	2,859,162,723	4,721,604,650	3,591,227,399
1件当たり点数	36,366.12	30,734.74	28,594.39	34,117.33	38,137.42	36,891.86	44,152.44
1日当たり点数	2,204.50	1,839.08	1,695.27	1,922.01	2,167.19	2,484.65	2,737.02

(社会医療診療行為別調査(平成11年6月審査分))

特定承認保険医療機関について

1. 特定承認保険医療機関の要件

(1) 学校教育法に基づく大学(以下「大学」という。)若しくはその医学部若しくは歯学部の附属の教育研究施設としての附属病院又は医師法第16条の2第1項の規定により厚生労働大臣の指定する病院であって、以下の要件を満たすもの

- ア 病床数 医科にあつては、おむね300床以上の病床を有していること。
- イ 常勤医師数 医科にあつては、常勤の医師が、内科については5名以上、外科については4名以上、産婦人科については3名以上、精神科、小児科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科及び麻酔科についてはそれぞれ2名以上配置されていること。ただし、高度先進医療を担当する科については5名以上配置されていること。なお、常勤医師数は医療法で定める標準を満たしていること。
- ウ 常勤歯科医師数 歯科にあつては、常勤の歯科医師が、高度先進医療を担当する科については5名以上配置されていること。なお、常勤歯科医師数は医療法で定める標準を満たしていること。
- エ 当直体制 主たる診療科において、それぞれ当直体制がとられていること。
- オ 看護体制 看護体制について、病棟(「基本診療料の施設基準等」(平成12年3月厚生省告示第67号)別表第3に掲げる治療室及び病室を除く。)において看護を行う看護婦、准看護婦及び看護補助者の数が次のいずれかに該当するものであること。
(ア) 同基準の基本診療料の基準の例によって算定した場合において、少なくとも同基準の入院基本料3の看護婦等の必要数以上であること。
- カ 内部の専門委員会 当該病院(その所属する大学又は医学部若しくは歯学部を含む。)に、高度先進医療について審査、評価及び指導を実施するための専門委員会が設置され、十分機能していること。
- (2) 医療法第4条の2第1項に規定する特定機能病院であること。

(3) (1) に規定する病院に準ずる病院(大学附属の研究所の附置の研究所以ある病院を含む。)であつて、厚生労働大臣と協議して適当と認められるもの

(4) 高度の医療を提供する特定の診療科を有する病院のうち以下の要件を満たす病院であつて、厚生労働大臣と協議して適当と認められるもの

ア 病床数

原則として300床以上の病床を有していること。ただし、既に特定承認保険医療機関として承認されている保健医療機関と密接な連携体制が築かれている等、高度先進医療を行う十分な体制がとられていると認められる場合はこの限りでない。

イ 常勤医師数

高度先進医療を担当する科について、常勤の医師が5名以上配置されていること。なお、常勤医師数は医療法で定める標準を満たしていること。
ウ (1) のウと同様であること。
エ (1) のエと同様であること。
オ (1) のオと同様であること。
カ (1) のカと同様であること。
キ 公的病院又はそれに準ずる病院であること

2. 特定承認保険医療機関に係る報酬について

	保険医療機関	特定承認保険医療機関
根拠条項	健康保険法第43条ノ9第2項	健康保険法第44条第2項
算定方法	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(算定告示)	算定告示を勘案して別に算定方法を告示
給付形態	療養の給付(現物給付)	特定療養費(現金給付 → 法律により現物給付化)

(参考：健康保険法)

第43条ノ9 保険医療機関又ハ保険薬局ノ給付ニ關シ保険者ニ要スル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

② 前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生労働大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

第44条 被保険者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受ケルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル療養ヲ受ケタルトキハ特定療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス
一 学校教育法(昭和22年法律第26号)二基ク大学ノ附属施設タル病院其ノ他ノ高度ノ医療ヲ提供スルモノトシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スル病院又ハ診療所ニシテ厚生労働大臣ノ承認ヲ受ケタルモノ(第13項ニ於テ準用スル第43条ノ3ノ規定ニ依リ病床ノ全部又ハ一部ヲ除キタルトキハ当該除外サレタル病床ヲ除ク以下特定承認保険医療機関ト称ス)ノ中自己ノ運定スルモノニ就キ受ケタル療養

(略)

② 特定療養費ノ額ハ第1号ニ規定スル額(当該療養ニ食事療養力合マルルトキハ当該額及第2号ニ規定スル額ノ合算額)上ス
一 当該療養(食事療養ヲ除ク)ニ付第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル定ヲ勘案シテ厚生労働大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額が現ニ当該現ニ要シタル費用ニ要シタル費用ノ額ヲ超エルトキハ当該現ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二相当スル額

(略)

④ 被保険者ガ特定承認保険医療機関ニ就キ療養ヲ受ケタル場合又ハ第43条第3項第1号若ハ第2号ニ掲グル病院若ハ診療所(特定承認保険医療機関ヲ除ク)若ハ薬局ニ就キ選定療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保険者ハ其ノ被保険者ガ當該特定承認保険医療機関又ハ病院若ハ診療所若ハ薬局ニ対シ支払フベキ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ被保険者ニ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者ニ代り当該特定承認保険医療機関又ハ病院若ハ診療所若ハ薬局ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

特定機能病院について

1 趣旨

良質な医療を効率的に提供するためには、主として高度医療を行う施設、主として長期入院患者へのケアを行う施設等、機能・特質に応じた施設の体系化を進めることを通じ、医療資源がより有効に活用されるようにすることが必要。

- (1) 高度な医療技術の水準の確保のためには、継続して高度医療を必要とする症例を扱うことが必要。
- (2) 高度医療のための人員、設備を多くの医療機関でもつことは非効率。
- (3) 患者にとっても、真に高度な医療が必要かどうかをいったん地域の医療機関で判断してもらった上で、必要に応じ高度な医療機関に行く仕組みが妥当。

特定機能病院を制度化（平成4年の第2次医療法改正による）

- 各病院の申請に基づき、厚生労働大臣が承認。
- 高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研修を実施する能力を備え、かかる病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を保有。
- 紹介制の考え方を導入。

2 役割

- 高度医療の提供
- 高度医療技術の開発・評価、
- 高度医療に関する研修
- 紹介患者への医療提供（紹介率30%以上）

3 該当する病院例

- 大学病院の本院
- 国立がんセンター
- 国立循環器センター 等

4 特定機能病院の特徴

(人員)

	特 定 機 能 病 院	一 般 の 病 院
医 師	(入院患者数+外来患者数×2.5) /8	(入院患者数+外来患者数×2.5-52) /16+3
歯 科 医 師	歯科入院患者数×8+歯科外来患者数の実状に応じて必要と認められる数	歯科入院患者数×16+歯科外来患者数の実状に応じて必要と認められる数
看 護 師	入院患者数×2.5+外来患者数×30	入院患者数×3+外来患者数×30
准 看 護 師		
薬 剤 師	最低基準：入院患者数×30 標準：調剤数×80	入院患者数×70+外来処方せん枚数×75
栄 療 士	管理栄養士1名	栄養士1名(100床以上)

(構造・設備)

	特 定 機 能 病 院	一 般 の 病 院
通 常 施 設	必 要	必 要
そ の 他	○地域医療支援病院の法定施設(集中治療室、化学・細菌及び病理の検査施設、病理検査室、研究室、講義室、図書室、医薬品情報管理室) ○無菌状態の維持された病室	

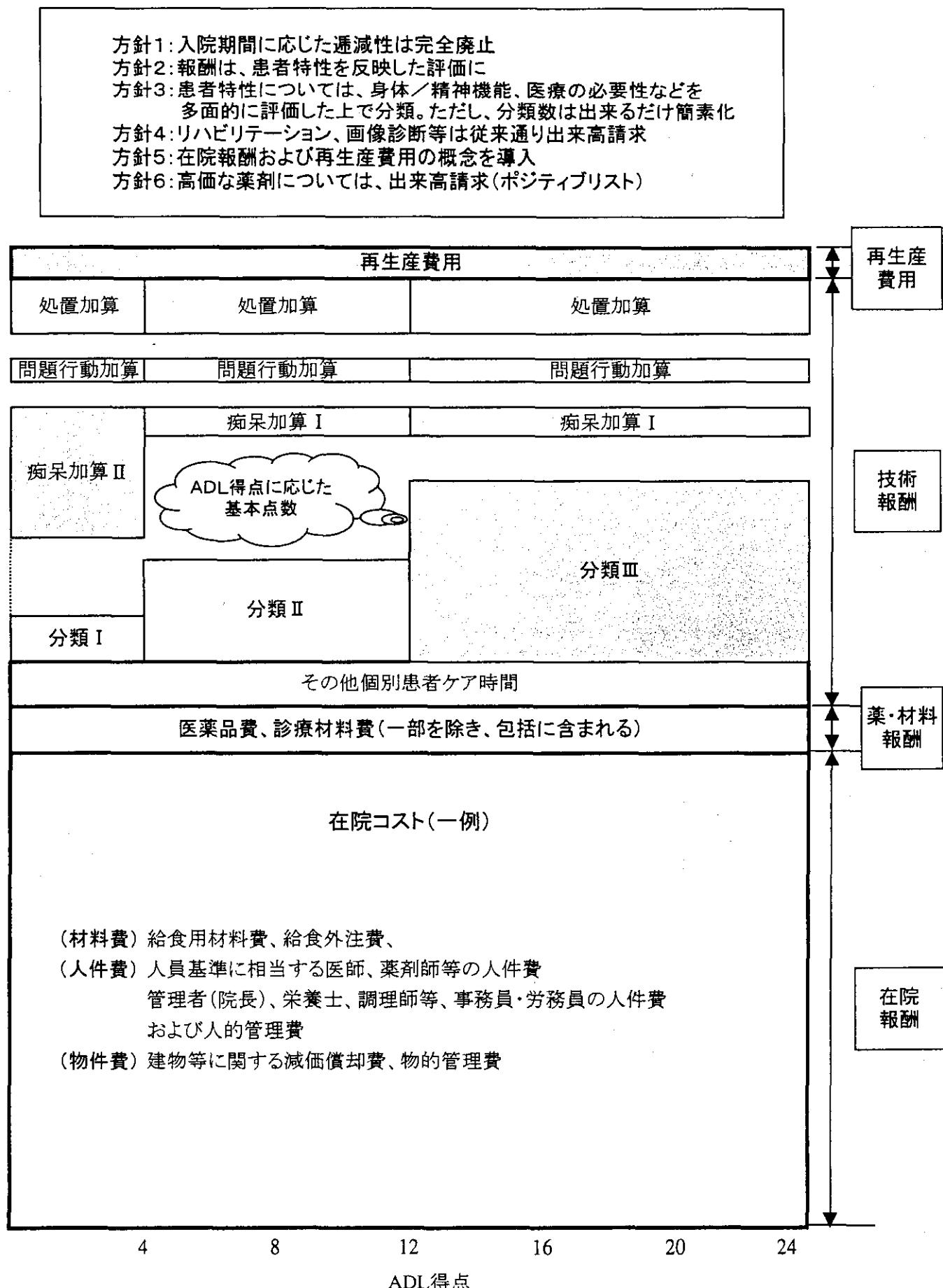
(管理者の義務)

	特 定 機 能 病 院	一 般 の 病 院
一 般 義 务	有	有
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○高度の医療の提供 (安全管理の体制確保の状況を含む) ○高度の医療技術の開発及び膏肓病 ○高度の医療に関する研修 ○患者記録の体系的管理、閲覧 ○紹介患者への医療の提供 	

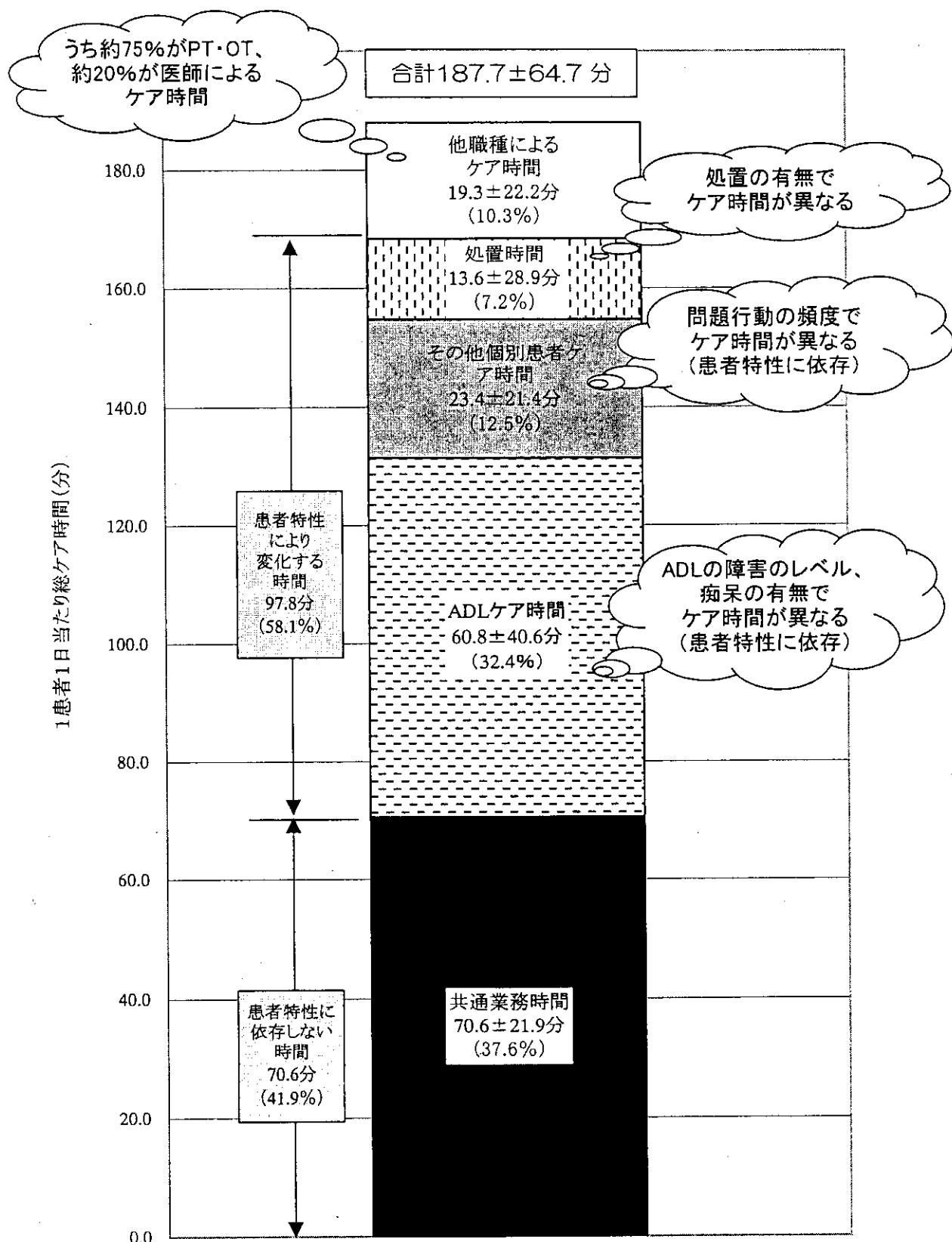
- 人員面では、高度の医療の提供等に対応し、一般の病院に比べて手厚い配置基準。
 ○構造・設備面では、通常の病院に必要な施設、地域医療支援病院に必要な法定施設に加え、無菌状態の維持された病室を要件として高度医療等に対応。

(参考資料)

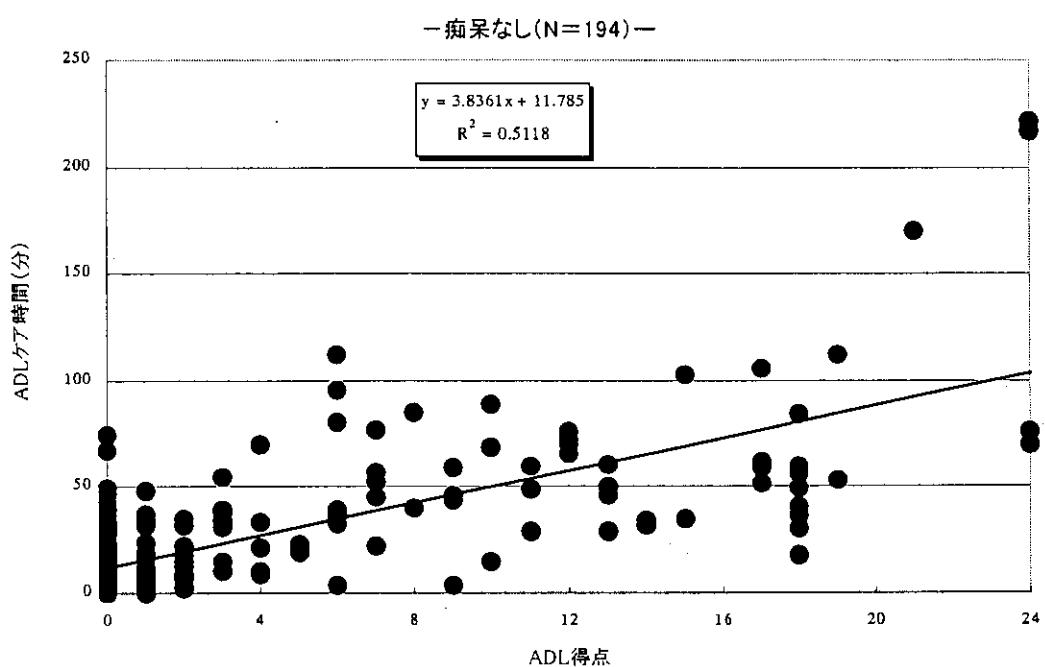
図表1. 支払方式の概念図



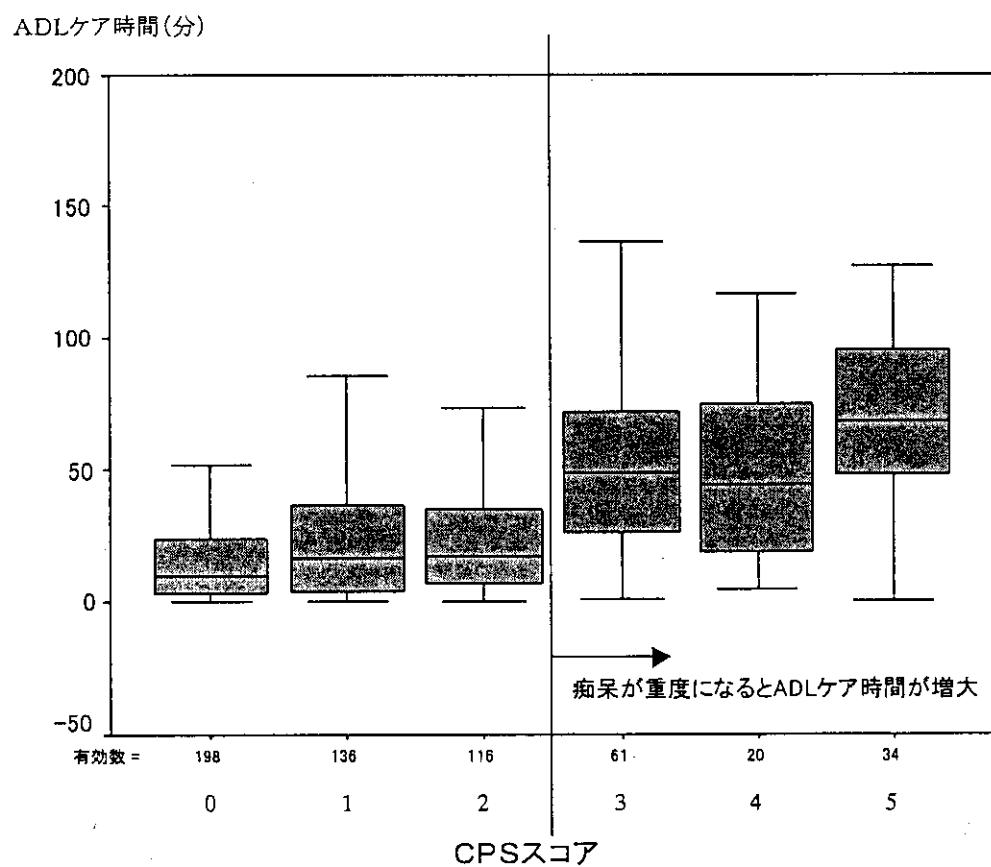
図表2. 1患者1日当たり総ケア時間の構成(全体平均)



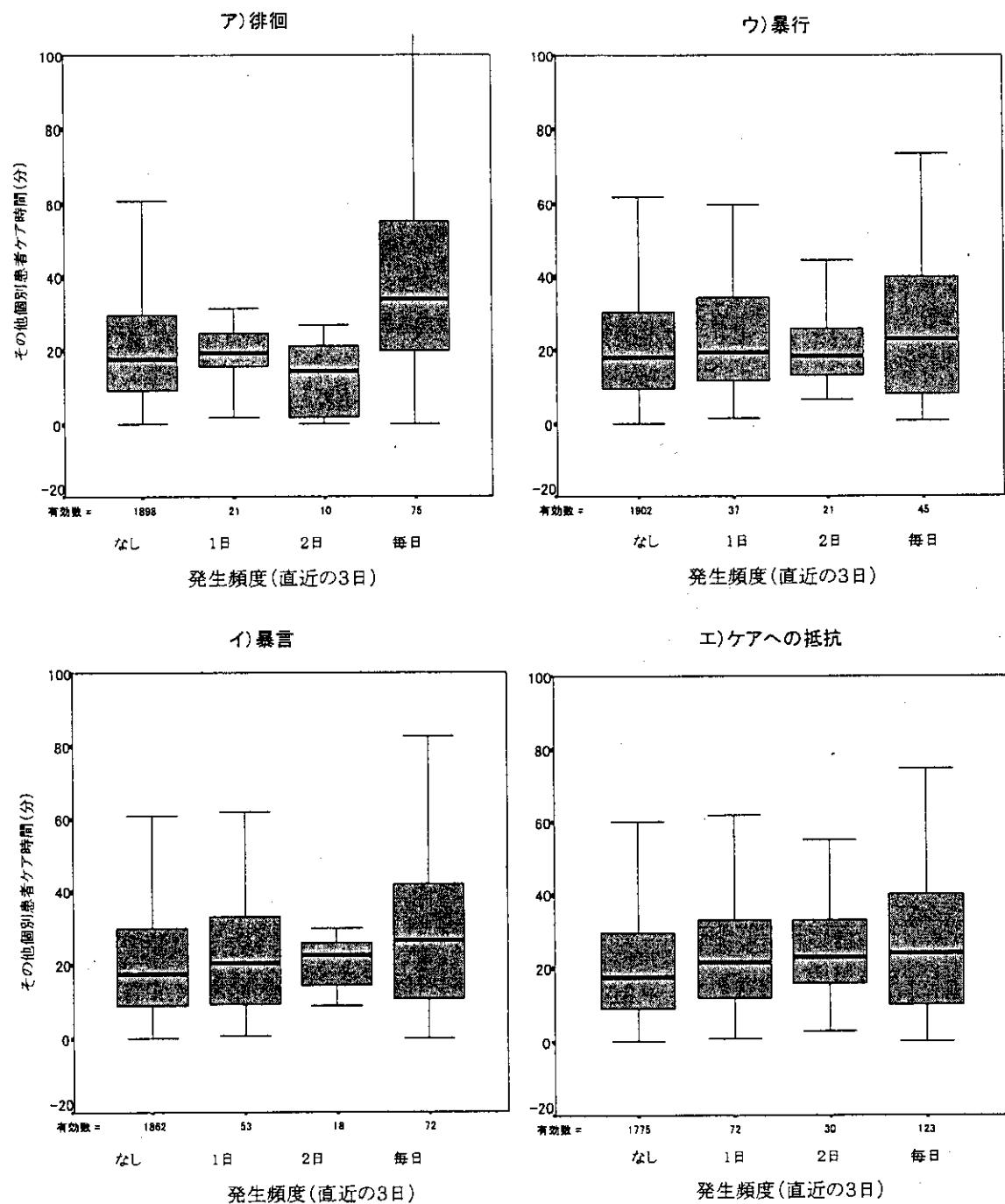
図表3. ADL得点とADLケア時間の関係



図表4. CPS得点とADLケア時間
—自立度の高い群 (ADL得点≤4) の場合—



図表5. 問題行動の発生頻度とその他個別患者ケア時間



問題行動の発生頻度が高くなると、ケア時間が延長している

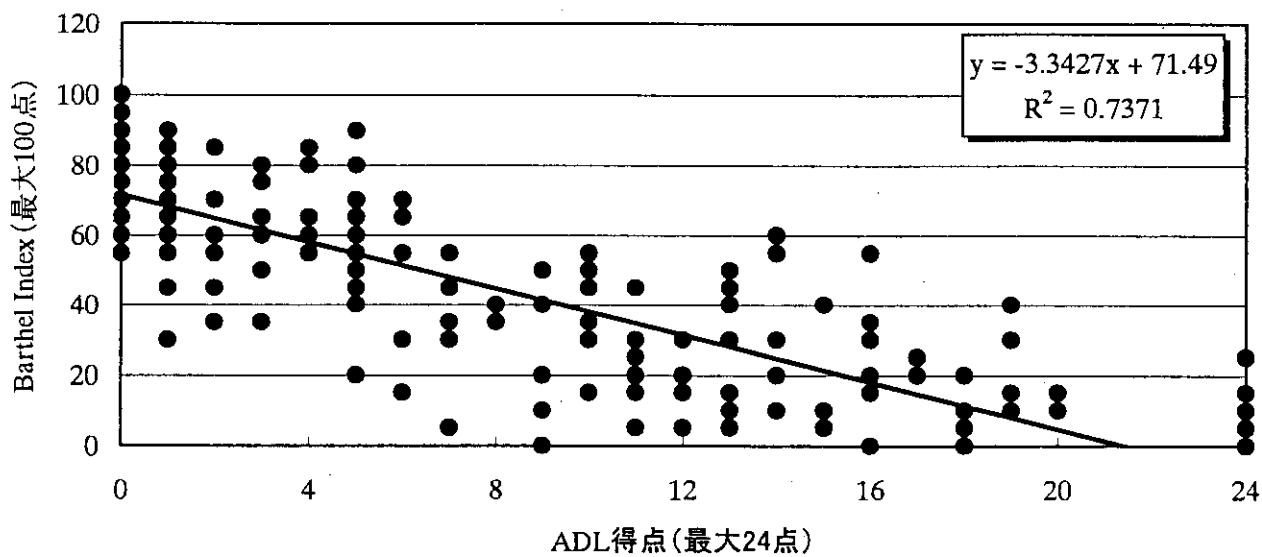
図表6. ADL得点の算出方法と妥当性

ア)ADL得点表

	自立	準備のみ	観察	部分的な援助	広範な援助	最大の援助	全面依存
1. ベッド上の可動性	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点
2. 移乗	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点
3. トイレの使用	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点
4. 食事	0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点

注. ADL得点は、4項目が全て「自立」の場合0点、全て「全面依存」の場合24点となる。

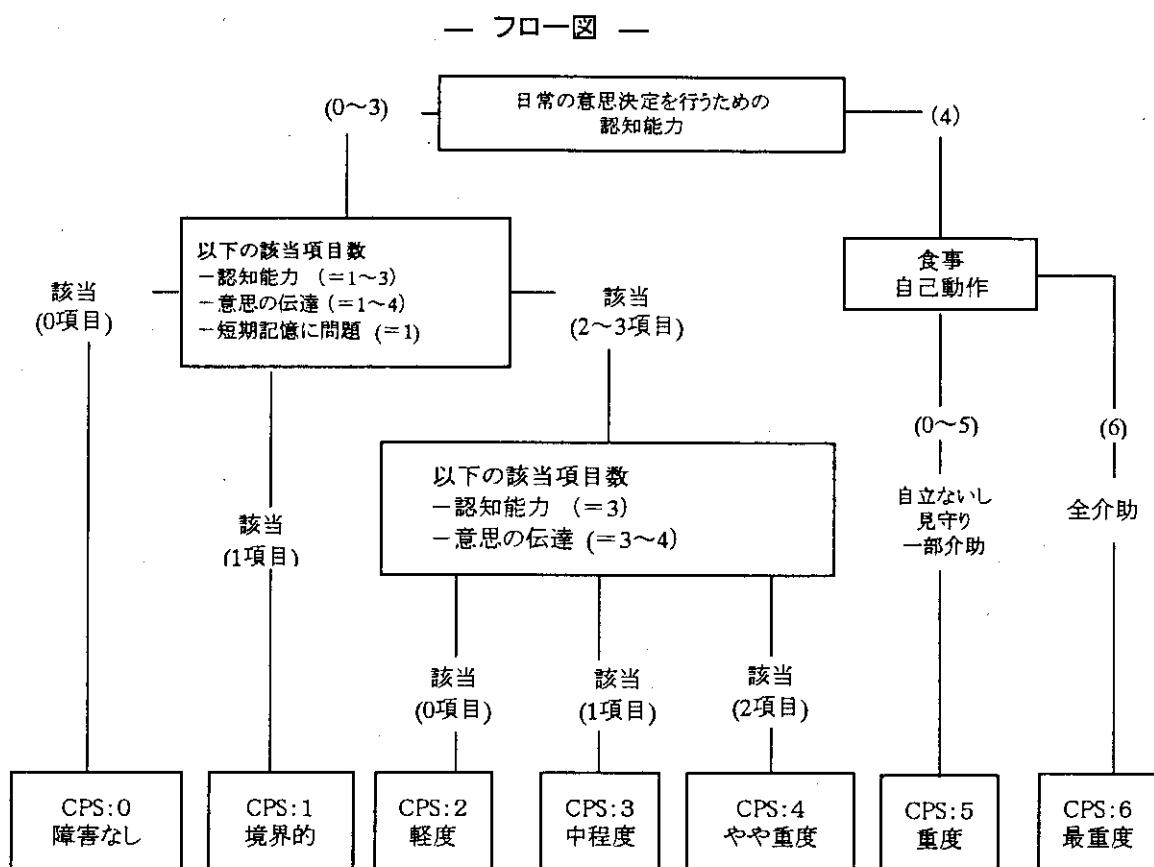
イ)評価点の合計方式



Barthel Indexとの相関性が高いことから、
ADL得点による評価の妥当性が確認された。

図表7. CPSとその求め方

Cognitive Performance Scale (CPS)は痴呆に関する観察式の評価尺度であり、以下のフロー図に従って算出される。



●認知能力(毎日の日課における意思決定)

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 0.自立 | :首尾一貫して理にかなった判断ができる |
| 1.限定的に自立 | :新しい事態に直面した時にのみいくらかの困難がある |
| 2.軽度の障害 | :特別な状況において、判断力が弱く、合図や見守りが必要である |
| 3.中程度の障害 | :常に判断力が弱く、合図や見守りが必要である |
| 4.重度の障害 | :判断できないか、まれにしか判断できない |

●意思の伝達(自分を理解させることができる)

- | | |
|-------------------|---|
| 0.理解させることができる | :容易に考えを表現できる |
| 1.通常は理解させることができる | :十分に時間が与えられていないと、言葉を思い出したり、考えをまとめるのが困難、意図を引き出す必要はない |
| 2.しばしば理解させることができる | :言葉を思い出したり、考えをまとめるのが困難、通常は意図を引き出す必要がある |
| 3.時々は理解させることができる | :その能力は具体的な要求に限られる |
| 4.ほとんどまたは全く理解できない | |

●短期記憶に問題(5分前のこと思い出せる、あるいはそのように見える)

- | | |
|--------|--------|
| 0.問題なし | 1.問題あり |
|--------|--------|

●食事自己動作(どのように食べたり、飲んだりするか)

- | | | | |
|---------|---------|--------|----------|
| 0.自立 | 1.準備のみ | 2.観察 | 3.部分的な援助 |
| 4.広範な援助 | 5.最大の援助 | 6.全面依存 | |